

鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）新旧対照表

軽微な修正については記載省略

修正案（令和4年5月）	修正前（令和3年3月）	備考
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>1. この計画の目的 この計画は、島根原子力発電所において事故等に起因する放射性物質又は放射線の異常な放出等が発生した場合に、地域防災計画に基づき住民避難を迅速かつ的確に実施し、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。 <u>避難は、健康状態への影響が大きいことから、事前の計画と避難手段の確保など十分な準備を行う。この際、国際的な放射線防護の科学的な考え方に基づき、住民の放射線による重篤な確定的影響を回避し又は最小化するとともに確率的影響のリスクを低減するようを行う。</u></p> <p>2. この計画の位置づけ</p> <p>2.1～2（略）</p> <p>2.3. 計画の構成</p> <p>2.3.1 地域防災計画との関係 この計画は、地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき計画された各種防護計画について、広域住民避難計画として住民避難に焦点を絞り、その実施要領についてまとめたものである（いわゆるコンセプト計画）。</p> <p>2.3.2 別紙計画との関係 別紙計画は、この計画に基づき、各防護措置について個別に計画したものである（いわゆるオペレーション計画）。</p> <p>2.4～5（略）</p> <p>3～6.（略）</p> <p style="text-align: center;">第2章 実施要領</p> <p>1. <u>避難計画の前提</u></p> <p>1.1 地域の特性</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>1. この計画の目的 この計画は、島根原子力発電所において事故等に起因する放射性物質又は放射線の異常な放出等が発生した場合に、地域防災計画に基づき住民避難を迅速かつ的確に実施し、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。</p> <p>2. この計画の位置づけ</p> <p>2.1～2（略）</p> <p>2.3. 計画の構成</p> <p>2.3.1 地域防災計画との関係 この計画は、地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき計画された各種防護計画について、広域住民避難計画として住民避難（<u>広義の避難</u>）に焦点を絞り、その実施要領についてまとめたものである（いわゆるコンセプト計画）。</p> <p>2.3.2 別紙計画との関係 別紙計画は、この計画に基づき、各防護措置（<u>狭義の避難</u>）について個別に計画したものである（いわゆるオペレーション計画）。</p> <p>2.4～5（略）</p> <p>3～6.（略）</p> <p style="text-align: center;">第2章 実施要領</p> <p>1. <u>状況</u></p> <p>1.1 地域の特性</p>	<p>・ 所要の修正</p> <p>・ 所要の修正</p> <p>・ 所要の修正</p> <p>・ 所要の修正</p>

鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）新旧対照表

<p>1.1.1 (略)</p> <p>1.1.2 地域見積 (1)、(2) (略) (3)その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・限定された避難経路を島根県と鳥取県が混交して使用する。 ・避難経路は主要道路に限られることから、避難の一般方向が限定される。 ・弓ヶ浜半島については、各種の避難手段（交通機関）が存在する。 ・<u>国道431号と県道47号米子境港線を接続する肋骨道路の建設が進められ、避難の融通性が向上している。</u> <p>1.1.3~4 (略)</p> <p>1.2 <u>緊急事態における対応等</u></p> <p>1.2.1~4 (略)</p> <p>1.2.5 <u>屋内退避</u> (1) 基本方針</p> <p><u>全面緊急事態に至った場合、放射性物質の放出前の段階においてUPZ内の住民は屋内退避を開始する。</u></p> <p><u>県は、施設敷地緊急事態発生時には、今後の事態の進展により屋内退避を行う可能性がある旨をUPZ内の住民等に伝え、屋内退避に必要な準備を促すものとする。</u></p> <p><u>県は、全面緊急事態に至った場合、屋内退避中の住民に対し、安全確保のため、原子力防災アプリ、ホームページ、テレビ、ラジオ等により必要な情報提供を行うものとする。</u></p> <p><u>万が一、放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で活動すると被ばくのリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。</u></p> <p>(2) 屋内退避時における物資の供給体制</p> <p><u>屋内退避の際に物資の備蓄がない場合には、協定を締結した事業者の物資、中国電力の備蓄、国による調達物資等を自衛隊等の実動組織の支援を得て提供するほか、市や関係機関と連携して必要な情報を継続的に提供するものとする。</u></p> <p><u>なお、屋内退避中に、物資の枯渇等によりその継続が困難となった場合には、人命の安全確保を最優先とする観点から、その区域における放射線量を考慮しつつ、近隣の安全が確保できる場所やあらかじめ定められている避難先へ速やかに移動し避難することとす</u></p>	<p>1.1.1 (略)</p> <p>1.1.2 地域見積 (1)、(2) (略) (3)その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・限定された避難経路を島根県と鳥取県が混交して使用する。 ・避難経路は主要道路に限られることから、避難の一般方向が限定される。 ・弓ヶ浜半島については、各種の避難手段（交通機関）が存在する。 <u>(新設)</u> <p>1.1.3~4 (略)</p> <p>1.2 <u>島根原子力発電所の状況</u></p> <p>1.2.1~4 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>・ 所要の修正</p> <p>・ 所要の修正</p> <p>・ 所要の修正</p>
---	--	--

鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）新旧対照表

<p><u>る。</u></p> <p>1.2.6 避難等 (略)</p> <p>1.3 (略)</p> <p>1.4 鳥取県の対応</p> <p>1.4.1 (略)</p> <p>1.4.2 避難シナリオ (1) (略) (2) (略) <u>(3) 避難オペレーション</u> <u>避難は、鳥取①の区域から開始し、順次5時間おきに、鳥取②、鳥取③、鳥取④の各区域の避難を開始することを基本とする。避難は、道路監視カメラや信号機遠隔制御等により円滑な実施を確保する。次の区域の避難の開始については、道路監視カメラ等により、避難中の道路状況等が、避難実施に支障がないこと等を確認の上、前倒しすることで、避難の円滑化を図る。</u> <u>避難開始時間の前倒しを行う場合は、全体避難に影響を及ぼすことがないように、現地の交通規制を含めて、警察や道路管理者等の関係機関とも連携し、慎重に判断する。</u> <u>また、道路監視カメラにより車両事故等が発見された場合は、速やかに交通障害を排除し、円滑な避難を確保する。</u></p> <p>1.4.3~4 (略)</p> <p>1.4.5 避難手段 (1) (略) (2) 陸路 ア、イ (略) ウ 福祉車両（公共輸送） <u>避難行動要支援者等の避難に使用する。UPZ内の車両を基本とするが、必要に応じ、県内UPZ外の車両、さらに県外の車両を確保する。</u> <u>なお、輸送力に余裕を持たせるため、米子市、境港市内に福祉車両5台を中国電力が配備し、予め県と定める要請手順に基づき運用する。</u></p>	<p>1.2.5 避難等</p> <p>1.3 (略)</p> <p>1.4 鳥取県の対応</p> <p>1.4.1 (略)</p> <p>1.4.2 避難シナリオ (1) (略) (2) (略) <u>(新設)</u></p> <p>1.4.3~4 (略)</p> <p>1.4.5 避難手段 (1) (略) (2) 陸路 ア、イ (略) ウ 福祉車両（公共輸送） 避難行動要支援者等の避難に使用</p>	<p>・ 所要の修正</p> <p>・ 所要の修正</p> <p>・ 「島根地域の緊急事態」の記載反映</p>
---	---	---

鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）新旧対照表

<p>エ 自衛隊車両 緊急を要する場合に計画（災害派遣、原子力災害派遣）<u>する。</u> (3)～(8)（略）</p> <p>1.4.6 避難経路 (1)（略） (2) 避難経路の変更等 大規模な通行止め、渋滞等通行障害に際しては、状況に応じて避難経路の変更を行い、通常は通行止め箇所について警察官等により迂回を行うことを基本とする。 ア（略） イ UPZ内 避難車両を県道米子境港線（県道47号）、県道米子空港境港停車場線（県道285号）、国道431号へ誘導する。また、道路状況等に応じて<u>新たに建設された</u>避難経路を結ぶ肋骨道路を使用し渋滞等の低減を図る<u>とともに、避難の融通性を確保する。</u></p> <p>(3)（略）</p> <p>1.4.7～8（略）</p> <p>1.5～6（略）</p> <p>2 避難実施の考え方</p> <p>2.1～2（略）</p> <p>2.3 防護措置等</p> <p>2.3.1 防護措置 放射性物質又は放射線の異常な放出が発生した場合、緊急時モニタリングの結果に基づき各種防護措置を実施し、周辺住民等の被ばくのリスクを低減する。</p> <table border="1" data-bbox="190 1197 996 1428"> <thead> <tr> <th>防護措置</th> <th>実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋内退避</td> <td>(略) ・一方で、大雪や台風など避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う<u>おそれがあり、事態に照らし緊急を要する</u>ときは、屋内退避の<u>緊急安全確保措置</u>及び屋内退避の継続を指示する場合がある。</td> </tr> </tbody> </table>	防護措置	実施内容	屋内退避	(略) ・一方で、大雪や台風など避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う <u>おそれがあり、事態に照らし緊急を要する</u> ときは、屋内退避の <u>緊急安全確保措置</u> 及び屋内退避の継続を指示する場合がある。	<p>エ 自衛隊車両 緊急を要する場合に計画（災害派遣、原子力災害派遣） (3)～(8)（略）</p> <p>1.4.6 避難経路 (1)（略） (2) 避難経路の変更等 大規模な通行止め、渋滞等通行障害に際しては、状況に応じて避難経路の変更を行い、通常は通行止め箇所について警察官等により迂回を行うことを基本とする。 ア（略） イ UPZ内 避難車両を県道米子境港線（県道47号）、県道米子空港境港停車場線（県道285号）、国道431号へ誘導する。また、道路状況等に応じて避難経路を結ぶ肋骨道路を使用し渋滞等の低減を図る。</p> <p>(3)（略）</p> <p>1.4.7～8（略）</p> <p>1.5～6（略）</p> <p>2 避難実施の考え方</p> <p>2.1～2（略）</p> <p>2.3 防護措置等</p> <p>2.3.1 防護措置 放射性物質又は放射線の異常な放出が発生した場合、緊急時モニタリングの結果に基づき各種防護措置を実施し、周辺住民等の被ばくのリスクを低減する。</p> <table border="1" data-bbox="1032 1197 1839 1428"> <thead> <tr> <th>防護措置</th> <th>実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋内退避</td> <td>(略) ・一方で、大雪や台風など避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う<u>場合等やむをえない</u>ときは、屋内退避の安全確保措置及び屋内退避の継続を指示する場合がある。</td> </tr> </tbody> </table>	防護措置	実施内容	屋内退避	(略) ・一方で、大雪や台風など避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う <u>場合等やむをえない</u> ときは、屋内退避の安全確保措置及び屋内退避の継続を指示する場合がある。	<p>・所要の修正</p> <p>・所要の修正</p> <p>・防災基本計画の修正の反映</p>
防護措置	実施内容									
屋内退避	(略) ・一方で、大雪や台風など避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う <u>おそれがあり、事態に照らし緊急を要する</u> ときは、屋内退避の <u>緊急安全確保措置</u> 及び屋内退避の継続を指示する場合がある。									
防護措置	実施内容									
屋内退避	(略) ・一方で、大雪や台風など避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う <u>場合等やむをえない</u> ときは、屋内退避の安全確保措置及び屋内退避の継続を指示する場合がある。									

鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）新旧対照表

<p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="181 204 338 331"> <p>甲状腺被ばく線量モニタリング</p> </td> <td data-bbox="338 204 999 331"> <p>・放射性ヨウ素の吸入による甲状腺への集積の程度を定量的に把握し、被ばく線量を推定するために実施する。</p> </td> </tr> </table> <p>(略)</p>	<p>甲状腺被ばく線量モニタリング</p>	<p>・放射性ヨウ素の吸入による甲状腺への集積の程度を定量的に把握し、被ばく線量を推定するために実施する。</p>	<p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p>	<p>・原子力災害対策指針修正の反映</p>										
<p>甲状腺被ばく線量モニタリング</p>	<p>・放射性ヨウ素の吸入による甲状腺への集積の程度を定量的に把握し、被ばく線量を推定するために実施する。</p>													
<p>2.3.2 (略)</p> <p>2.4 防護措置等の実施要領</p> <p>2.4.1 避難準備段階</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="3" data-bbox="181 560 999 592"> <p>(略)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 592 241 815"> <p>実施要領</p> </td> <td data-bbox="241 592 338 815"> <p>モニタリング</p> </td> <td data-bbox="338 592 999 815"> <p><u>(削除)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期対応段階のモニタリングの実施（初動モニタリング） ・モニタリング支援の要請 ・モニタリングデータの公表 </td> </tr> </table> <p>(略)</p>	<p>(略)</p>			<p>実施要領</p>	<p>モニタリング</p>	<p><u>(削除)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期対応段階のモニタリングの実施（初動モニタリング） ・モニタリング支援の要請 ・モニタリングデータの公表 	<p>2.3.2 (略)</p> <p>2.4 防護措置等の実施要領</p> <p>2.4.1 避難準備段階</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1021 560 1839 592"> <p>(略)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1021 592 1081 815"> <p>実施要領</p> </td> <td data-bbox="1081 592 1200 815"> <p>モニタリング</p> </td> <td data-bbox="1200 592 1839 815"> <p>・モニタリング本部は、EMCの一員として緊急時モニタリングを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期対応段階のモニタリングの実施（初動モニタリング） ・モニタリング支援の要請 ・モニタリングデータの公表 </td> </tr> </table> <p>(略)</p>	<p>(略)</p>			<p>実施要領</p>	<p>モニタリング</p>	<p>・モニタリング本部は、EMCの一員として緊急時モニタリングを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期対応段階のモニタリングの実施（初動モニタリング） ・モニタリング支援の要請 ・モニタリングデータの公表 	<p>・所要の修正</p>
<p>(略)</p>														
<p>実施要領</p>	<p>モニタリング</p>	<p><u>(削除)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期対応段階のモニタリングの実施（初動モニタリング） ・モニタリング支援の要請 ・モニタリングデータの公表 												
<p>(略)</p>														
<p>実施要領</p>	<p>モニタリング</p>	<p>・モニタリング本部は、EMCの一員として緊急時モニタリングを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期対応段階のモニタリングの実施（初動モニタリング） ・モニタリング支援の要請 ・モニタリングデータの公表 												
<p>2.4.2 避難段階</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="3" data-bbox="181 911 999 943"> <p>(略)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 943 241 1166"> <p>実施要領</p> </td> <td data-bbox="241 943 338 1166"> <p>原子力災害医療</p> </td> <td data-bbox="338 943 999 1166"> <ul style="list-style-type: none"> ・避難退域時検査、除染及び甲状腺被ばく線量モニタリングの実施 ・安定ヨウ素剤の配布 ・医療救護班の配置 ・被ばく傷病者等を指定された原子力災害拠点病院へ搬送 </td> </tr> </table>	<p>(略)</p>			<p>実施要領</p>	<p>原子力災害医療</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難退域時検査、除染及び甲状腺被ばく線量モニタリングの実施 ・安定ヨウ素剤の配布 ・医療救護班の配置 ・被ばく傷病者等を指定された原子力災害拠点病院へ搬送 	<p>2.4.2 避難段階</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1021 911 1839 943"> <p>(略)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1021 943 1081 1166"> <p>実施要領</p> </td> <td data-bbox="1081 943 1200 1166"> <p>原子力災害医療</p> </td> <td data-bbox="1200 943 1839 1166"> <ul style="list-style-type: none"> ・避難退域時検査、除染の実施 ・安定ヨウ素剤の配布 ・医療救護班の配置 ・被ばく傷病者等を指定された原子力災害拠点病院へ搬送 </td> </tr> </table>	<p>(略)</p>			<p>実施要領</p>	<p>原子力災害医療</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難退域時検査、除染の実施 ・安定ヨウ素剤の配布 ・医療救護班の配置 ・被ばく傷病者等を指定された原子力災害拠点病院へ搬送 	<p>・原子力災害対策指針修正の反映</p>
<p>(略)</p>														
<p>実施要領</p>	<p>原子力災害医療</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難退域時検査、除染及び甲状腺被ばく線量モニタリングの実施 ・安定ヨウ素剤の配布 ・医療救護班の配置 ・被ばく傷病者等を指定された原子力災害拠点病院へ搬送 												
<p>(略)</p>														
<p>実施要領</p>	<p>原子力災害医療</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難退域時検査、除染の実施 ・安定ヨウ素剤の配布 ・医療救護班の配置 ・被ばく傷病者等を指定された原子力災害拠点病院へ搬送 												
<p>2.4.3~5 (略)</p> <p>2.5 避難実施</p> <p>2.5.1 (略)</p> <p>2.5.2 避難先</p> <p>国の原子力災害対策本部からの避難指示に基づき、要避難市はUP</p>	<p>2.4.3~5 (略)</p> <p>2.5 避難実施</p> <p>2.5.1 (略)</p> <p>2.5.2 避難先</p> <p>国の原子力災害対策本部からの避難指示に基づき、要避難市はUP</p>													

鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）新旧対照表

<p>また、市は、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。</p> <p><u>この際、避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。</u></p> <p><u>市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</u></p> <p><u>市町村は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</u></p> <p>(2) 避難行動要支援者等の避難計画の作成</p> <p>県は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、避難行動要支援者等及びそれらの施設等並びに避難行動要支援者等の避難体制の状況を確認し、避難行動要支援者等の避難計画を作成する。</p> <p><u>市は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。</u></p> <p>(3) 福祉車両の確保</p> <p>県は、避難計画に基づき避難行動要支援者等の支援に必要な福祉車両（車いす、ストレッチャー等）について関係機関等と調整を行い、確保する。</p> <p>このため社会福祉施設、<u>県ハイヤータクシー協会</u>や中国電力に確認し、県内で確保可能な福祉車両等を把握するとともに、緊急時に県内車両で不足する場合は、中国4県のタクシー協会へ協力を要請する。</p> <p>なお、中国4県のタクシー協会へ協力を要請する際は、島根県と要請内容が重複することがないように、事前に調整を行った上で行うものとする。</p> <p>上記によっても必要な福祉車両等の確保が困難な場合は、国に要請するものとし、平素から要請の手順等を確立しておく。</p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>2.10.3～8 (略)</p>	<p>(2) 避難行動要支援者等の避難計画の作成</p> <p>県は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、避難行動要支援者等及びそれらの施設等並びに避難行動要支援者等の避難体制の状況を確認し、避難行動要支援者等の避難計画を作成する。</p> <p>(3) 福祉車両の確保</p> <p>県は、避難計画に基づき避難行動要支援者等の支援に必要な福祉車両（車いす、ストレッチャー等）について関係機関等と調整を行い、確保する。</p> <p>このため社会福祉施設や<u>県ハイヤータクシー協会</u>に確認し、県内で確保可能な福祉車両等を把握するとともに、緊急時に県内車両で不足する場合は、中国4県のタクシー協会へ協力を要請する。</p> <p>なお、中国4県のタクシー協会へ協力を要請する際は、島根県と要請内容が重複することがないように、事前に調整を行った上で行うものとする。</p> <p>上記によっても必要な福祉車両等の確保が困難な場合は、国に要請するものとし、平素から要請の手順等を確立しておく。</p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>2.10.3～8 (略)</p>	<p>・防災基本計画の修正の反映</p> <p>・防災基本計画の修正の反映</p> <p>・「島根地域の緊急事態」の記載反映</p>
---	--	--

鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）新旧対照表

<p>2.11～12（略）</p> <p>2.13 自然災害と原子力災害との複合災害時も想定した避難</p> <p>2.13.1～2（略）</p> <p>2.13.3 暴風雪等との複合災害の場合 （略） なお、台風等に伴う大雨により市町村から土砂災害や洪水等に係る避難指示等が発令された場合には、当該地域の避難住民は指定避難所等の安全が確保できる場所で屋内退避を実施する。</p> <p>2.14 新型コロナウイルス感染症流行下における避難 (1) 方針 <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、県及び市は原子力災害対策本部の決定事項、(10)ガイドライン等を踏まえ住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、県民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。</u> <u>この際、県は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u> <u>また、在宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</u> <u>在宅療養者の避難先は、宿泊療養施設の他、通常の広域避難所の個室等に分離して避難する等の対応を行うものとする。</u> <u>なお、濃厚接触者及び感染の疑いのある者については、一般者とは密集を避けて分散して避難し、避難所については区画を分けるようにする。</u></p> <p>(2)～(10)（略）</p> <p>2.15（略）</p> <p>2.16 自衛隊による避難 県は、輸送力の確保が困難な場合、緊急を要する場合又は車両等に</p>	<p>2.11～12（略）</p> <p>2.13 自然災害と原子力災害との複合災害時も想定した避難</p> <p>2.13.1～2（略）</p> <p>2.13.3 暴風雪等との複合災害の場合 （略） なお、台風等に伴う大雨により市町村から土砂災害や洪水等に係る避難勧告等が発令された場合には、当該地域の避難住民は指定避難所等の安全が確保できる場所で屋内退避を実施する。</p> <p>2.14 新型コロナウイルス感染症流行下における避難 (1) 方針 <u>感染症流行下の場合、県及び市は原子力災害対策本部の決定事項、(10)ガイドライン等を踏まえ避難や屋内退避等の防護措置と感染症対策を可能な限り両立させ、県民の生命及び健康を守ることを最優先とし、感染症拡大防止対策を十分に考慮した上で防護措置に万全を期す。</u></p> <p>(2)～(10)（略）</p> <p>2.15（略）</p> <p>2.16 自衛隊による避難 県は、輸送力の確保が困難な場合、緊急を要する場合又は車両等に</p>	<p>・防災基本計画の修正の反映</p> <p>・防災基本計画の修正の反映</p> <p>・所要の修正</p>
--	---	---

鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）新旧対照表

よる避難経路を使用した避難が困難な場合は、自衛隊への災害派遣の要請又は原子力災害対策本部長に対して支援の要請を行い、自衛隊が保有する車両（自衛隊救急車を含む）および船舶、ヘリコプターを含む航空機による避難住民等の緊急輸送を行う。輸送にあたっては、輸送力を避難行動要支援者等の緊急を要する避難に優先的に配当するものとする。

2.17（略）

2.18 避難確認

市は、避難指示を行った場合には、警察等関係機関の支援を得ながら、戸別訪問や避難所での確認等により住民の避難状況を確認し、避難住民名簿の作成を行うほか、安否確認等を行う。

万が一避難が遅れた住民がいる場合、市は警察や自衛隊等の実動組織による救出支援を要請する。

また、警戒区域が設定された場合には、県は国の原子力災害現地対策本部、関係機関等と連携し、居住者等の生命及び身体に対する危険を防止するため、必要な措置をとるものとする。

3 各機関の役割

3.1 関係機関

機関名		事務又は業務
鳥取県		1.～8.（略） <u>9. 広域避難所（市町村営）の運営支援</u> 10.～12.（略） 13. 避難住民等の <u>原子力災害医療（避難退域時検査、簡易除染及び甲状腺被ばく線量モニタリングを含む）</u> 14.～17.（略）
米子市、境港市		1.～4.（略） 5. 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成 6.～14.（略）
（略）		
指定公共機関	中国電力（株）	1.～5.（略） 6. 避難退域時検査、簡易除染及び <u>甲状腺被ばく線量モニタリング</u> 等への協力 7.～9.（略）

よる避難経路を使用した避難が困難な場合は、自衛隊への災害派遣の要請又は原子力災害対策本部長に対して支援の要請を行い、自衛隊が保有する車両（自衛隊救急車を含む）および船舶、ヘリコプターを含む航空機による避難住民等の緊急輸送を行う。輸送にあたっては、避難行動要支援者等の緊急を要する避難に優先的に配当するものとする。

2.17（略）

（新設）

3 各機関の役割

3.1 関係機関

機関名		事務又は業務
鳥取県		1.～8.（略） <u>（新設）</u> 9.～11.（略） 12. 避難住民等の避難退域時検査、簡易除染及び <u>原子力災害医療</u> 13.～16.（略）
米子市、境港市		1.～4.（略） 5. 避難行動要支援者名簿の作成 6.～14.（略）
（略）		
指定公共機関	中国電力（株）	1.～5.（略） 6. 避難退域時検査、簡易除染等への協力 7.～9.（略）

・ 所要の修正

・ 所要の修正

・ 所要の修正

・ 原子力災害対策指針の修正の反映

・ 防災基本計画の修正の反映

・ 原子力災害対策指針の修正の反映

鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）新旧対照表

		10. <u>生活物資の支援</u> 11. <u>福祉車両の確保</u>			<u>(新設)</u>	・「島根地域の緊急時対応」の記載反映
(略)			(略)			
3.2 県庁の各部局等			3.2 県庁の各部局等			・ 所要の修正 ・ 所要の修正 ・ 所要の修正 ・ 所要の修正 ・ 所要の修正
部局名	事務又は業務		部局名	事務又は業務		
<u>新型コロナ感染症対策本部事務局</u>	1. <u>新型コロナウイルス感染症対策に関すること</u>		<u>(新設)</u>			
(略)			(略)			
総務部	1. ～3. (略) 4. <u>市町村が運営する避難所に対する支援</u> 5. ～17. (略)		総務部	1. ～3. (略) <u>(新設)</u> 4. ～16. (略)		
(略)			(略)			
西部総合事務所	1. ～9. (略) 10. <u>西部管内における避難支援ポイントの運営</u> 11. 市町村、関係機関との連絡調整		西部総合事務所	1. ～9. (略) 10. 避難支援ポイントの運営 11. 市町村、関係機関との連絡調整		
中部総合事務所	1. 災害対策本部地方支部の設置 2. 市町との連絡調整 3. 職員応援体制の整備 4. 中部管内における避難退域時検査に関する現地対応 5. <u>中部管内における避難支援ポイントの運営</u>		中部総合事務所	1. 災害対策本部地方支部の設置 2. 市町との連絡調整 3. 職員応援体制の整備 4. 中部管内における避難退域時検査に関する現地対応 <u>(新設)</u>		
東部地域振興事務所	1. 災害対策本部地方支部の設置 2. 市町との連絡調整 3. 職員応援体制の整備 4. <u>東部管内における避難支援ポイントの運営</u>		東部地域振興事務所	1. 災害対策本部地方支部の設置 2. 市町との連絡調整 3. 職員応援体制の整備 <u>(新設)</u>		
(略)			(略)			
4 避難の支援方法			4 避難の支援方法			
4.1 物資等の供給			4.1 物資等の供給			
4.1.1～4.1.4 (略)			4.1.1～4.1.4 (略)			
4.1.5 物資及び資材			4.1.5 物資及び資材			

鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）新旧対照表

<p>(略)</p> <p>生活必需品</p> <p>毛布、タオル、小型エンジン発電機、カセットコンロ、カートリッジボンベ、土のう袋、ブルーシート、懐中電灯（電池を含む）、トイレトーパー、ティッシュペーパー、<u>携帯トイレ、簡易トイレ、</u>仮設トイレ、ゴミ袋、生理用品、紙おむつ、おしりふき、哺乳瓶、マスク、<u>消毒液、段ボールベッド、パーティション、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>生活必需品</p> <p>毛布、タオル、小型エンジン発電機、カセットコンロ、カートリッジボンベ、土のう袋、ブルーシート、懐中電灯（電池を含む）、トイレトーパー、ティッシュペーパー、<u>仮設トイレ、</u>ゴミ袋、生理用品、紙おむつ、おしりふき、哺乳瓶、マスク等</p> <p>(略)</p>	<p>・防災基本計画の修正の反映</p> <p>・所要の修正</p> <p>・所要の修正</p>
<p>4.2 輸送</p> <p>4.2.1~6 (略)</p> <p>4.2.7 輸送に関する計画</p> <p>(1) 輸送計画</p> <p>輸送力の配分 <u>(一定期間の輸送の根拠となるもの)</u>、輸送経路 <u>(交通規制の実施の基礎となるもの)</u> に基づいて作成する、陸路を中心とした、避難住民と物資の輸送に関する細部の実施要領を定める。</p> <p>輸送方法は、直通輸送・中継輸送・折返し輸送とし、地形、事態の状況により適切な輸送実施方法を計画する。</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>4.2.8~10 (略)</p> <p>4.3 安定ヨウ素剤の服用</p> <p>安定ヨウ素剤の服用指示が出された場合、速やかな配布・服用の実施体制を確保するため県は国、市等と連携し、一時集結所等において、別に定める<u>計画</u>に従って、避難住民に対する安定ヨウ素剤の投与を行う。一時集結所で投与することができなかった者に対しては避難退域時検査会場において投与を行う。</p> <p>なお、県は安定ヨウ素剤を配布する際に、服用の効果、服用対象者、禁忌等についての説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。ただし、避難の際に一時集結所等で安定ヨウ素剤を受け取ることが困難</p>	<p>4.2 輸送</p> <p>4.2.1~6 (略)</p> <p>4.2.7 輸送に関する計画</p> <p>(1) 輸送計画</p> <p><u>ア 輸送力の配分</u> 一定期間の輸送の根拠となるもの。</p> <p><u>イ 輸送経路</u> 交通規制の実施の基礎となるもの。</p> <p><u>ウ 輸送の実施</u> 輸送力の配分、輸送経路に基づいて作成する、陸路を中心とした、避難住民と物資の輸送に関する細部の実施要領を定める。</p> <p>輸送方法は、直通輸送・中継輸送・折返し輸送とし、地形、事態の状況により適切な輸送実施方法を計画する。</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>4.2.8~10 (略)</p> <p>4.3 安定ヨウ素剤の服用</p> <p>安定ヨウ素剤の服用指示が出された場合、速やかな配布・服用の実施体制を確保するため県は国、市等と連携し、一時集結所等において、別に定める「<u>鳥取県安定ヨウ素剤の備蓄・緊急時予防服用計画</u>」に従って、避難住民に対する安定ヨウ素剤の投与を行う。一時集結所で投与することができなかった者に対しては避難退域時検査会場において投与を行う。</p> <p>なお、県は安定ヨウ素剤を配布する際に、服用の効果、服用対象者、禁忌等についての説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。た</p>	

鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）新旧対照表

等の理由により事前配布を受けた者に対しては、事前に受け取った安定ヨウ素剤の服用の有無を確認し、必要な対応を行う。

4.4 避難退域時検査

4.4.1 避難退域時検査の構成

- (1) (略)
- (2) 構成

避難退域時検査及び簡易除染は以下のとおり構成する。その他必要となる事項については、関係機関と調整する。

事項	機能
車両確認検査	・車両用ゲート型モニタを使用したドライブスルー方式の検査
簡易除染（車両）	・大型車両除染テントを使用した流水除染 ・ <u>ウエス等を使用した拭き取り除染</u> ・流水除染に使用した水の回収 ・流水除染後の表面汚染検査用放射線測定器による検査
(略)	

4.4.2～3 (略)

4.4.4 検査手順

避難退域時検査は国が作成する「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」に基づき、概ね次の手順により実施する。

- ① 自家用車やバス等の車両を利用して避難等をする住民等の検査は、乗員の検査の代用として車両の検査を行う。
- ② 車両が携行物品の除染を講ずるための基準を超える場合には、乗員の代表者に対して検査を行う。
- ③ 乗員の代表者がO I L 4 を超える場合には、乗員の全員に対して検査を行う。
- ④ 車両以外で避難している住民等については、全員に対して検査を行う。
- ⑤ 検査の結果、O I L 4 を超える住民等、物品等の除染の基準を超える車両及び携行物品については簡易除染を行う。また、簡易除染によってもO I L 4を超える住民等は除染が行える原子力災害拠点病院等の機関で除染や必要な措置を行い、物品等の除染の

だし、避難の際に一時集結所等で安定ヨウ素剤を受け取ることが困難等の理由により事前配布を受けた者に対しては、事前に受け取った安定ヨウ素剤の服用の有無を確認し、必要な対応を行う。

4.4 避難退域時検査

4.4.1 避難退域時検査の構成

- (1) (略)
- (2) 構成

避難退域時検査及び簡易除染は以下のとおり構成する。その他必要となる事項については、関係機関と調整する。

事項	機能
車両確認検査	・車両用ゲート型モニタを使用したドライブスルー方式の検査
簡易除染（車両）	・大型車両除染テントを使用した流水除染 <u>(新設)</u> ・流水除染に使用した水の回収 ・流水除染後の表面汚染検査用放射線測定器による検査
(略)	

4.4.2～3 (略)

4.4.4 検査手順

避難退域時検査は国が作成する「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」に基づき、概ね次の手順により実施する。

- ① 自家用車やバス等の車両を利用して避難等をする住民の検査は、乗員の検査の代用として車両の検査を行う。
- ② 車両がO I L 4 以下でない場合、乗員の代表者に対して検査を行い、車両は簡易除染を行う。
- ③ 乗員の代表者がO I L 4 以下でない場合には、乗員の全員に対して検査を行う。
- ④ 検査の結果、O I L 4 以下でない乗員については簡易除染を実施し、それでもO I L 4以下にならない場合は消防、自衛隊、医療機関等防災関係機関が保有する救急車、ヘリ等の移動手段により医療機関等へ搬送して除染を行う。

・内閣府通知の反映

・原子力災害対策指針の修正の反映

<p><u>基準を超える車両や携行物品は検査場所で一時保管等の措置を行う。</u></p> <p>4.4.5（略）</p> <p>4.4.6 利用施設や周辺環境等への放射性物質の拡散等の防止 避難退域時検査の実施にあたり、利用施設や周辺環境等に放射性物質の拡散を防止するため、県は次のとおり対策を行う。この際、検査前後に検査対象の動線が交差しないようにする。 (1) 避難退域時検査会場等での避難住民の検査 床面や壁面を養生シートやポリエチレンシートで覆うことにより放射性物質の付着を防ぐとともにO I L 4 <u>を超える</u>避難住民については会場内の動線を確認し、床面の拭き取り、着席した椅子の被覆ビニールの交換等の措置を行う。 (2)（略）</p> <p>4.4.7～11（略）</p> <p>4.4.12 原子力防災支援拠点 原子力災害発生時は民間輸送事業者等により、原子力防災支援拠点で管理している資機材を先行的に輸送し、避難開始までに避難退域時検査会場を開設する。また、原子力防災支援拠点を避難退域時検査会場の後方支援拠点として運用し、他地域等から支援される資機材等の受入、管理を行う。</p> <table border="1" data-bbox="230 943 958 1018"> <thead> <tr> <th>所在地</th> <th>延べ面積</th> <th>構造</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取市松原地内</td> <td>約 696.6 m²</td> <td>鉄骨造</td> <td>整備中</td> </tr> </tbody> </table> <p>4.5 甲状腺被ばく線量モニタリング <u>県は、放射性ヨウ素の吸入による甲状腺への集積の程度を定量的に把握し、被ばく線量を推定するために原子力災害医療協力機関等の協力を得て、甲状腺被ばく線量モニタリングを実施する。</u> (1) 対象者 <u>O I Lに基づく防護措置として避難又は一時移転を指示された地域に居住する住民等（放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民等を除く。）であって、19歳未満の者、妊婦及び授乳婦を基本とする。また、乳幼児については、測定が困難な場合には行動を共にした保護者等を測定することで乳幼児の線量を推定する。</u> <u>なお、原子力災害等の状況に応じて対象とする地域を見直すなどにより、対象とする者について柔軟に対応する。</u></p>	所在地	延べ面積	構造	備考	鳥取市松原地内	約 696.6 m ²	鉄骨造	整備中	<p>4.4.5（略）</p> <p>4.4.6 利用施設や周辺環境等への放射性物質の拡散等の防止 避難退域時検査の実施にあたり、利用施設や周辺環境等に放射性物質の拡散を防止するため、県は次のとおり対策を行う。この際、検査前後に検査対象の動線が交差しないようにする。 (1) 避難退域時検査会場等での避難住民の検査 床面や壁面を養生シートやポリエチレンシートで覆うことにより放射性物質の付着を防ぐとともにO I L 4 <u>以下でない</u>避難住民については会場内の動線を確認し、床面の拭き取り、着席した椅子の被覆ビニールの交換等の措置を行う。 (2)（略）</p> <p>4.4.7～11（略）</p> <p>4.4.12 原子力防災支援拠点 原子力災害発生時は民間輸送事業者等により、原子力防災支援拠点で管理している資機材を先行的に輸送し、避難開始までに避難退域時検査会場を開設する。また、原子力防災支援拠点を避難退域時検査会場の後方支援拠点として運用し、他地域等から支援される資機材等の受入、管理を行う。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>・原子力災害対策指針の修正の反映</p> <p>・県の取り組みの反映</p> <p>・原子力災害対策指針の修正の反映</p>
所在地	延べ面積	構造	備考							
鳥取市松原地内	約 696.6 m ²	鉄骨造	整備中							

<p><u>(2) 実施方法及び実施場所</u> <u>簡易測定を行い、スクリーニングレベルを超える者を対象として詳細測定を行う。</u> <u>簡易測定は、可能な限りバックグラウンドの値が低い所であって、住民等の利便性を考慮して、避難所又はその近傍の適所で実施する。</u> <u>詳細測定は、甲状腺モニタやホールボディカウンタがある原子力災害拠点病院又は高度被ばく医療支援センターで実施する。</u> <u>なお、これらの測定結果は、個人情報保護の観点から適切に管理する。</u></p> <p><u>4.6～7</u> (略)</p> <p><u>4.8</u> 避難所</p> <p><u>4.8.1</u> 避難施設の指定</p> <p>(1) 避難所 県及び市町村は、一定の要件を備えた施設を避難施設としてあらかじめ指定し確保する。指定に当たっては、市町村の地域防災計画及び国民保護計画で指定された避難施設を活用する。 県は、避難先として指定した避難者の施設状況や周辺生活情報の地誌資料を整備し、避難先地域の住民に対して、避難者の受入等に関する周知に努めるものとする。 なお、自然災害により避難先施設が使用できなくなった場合には、<u>県は「<u>災対法等に基づき</u>」避難先市町村と避難元の市町村と調整の上、避難先を決定する。避難先が確保できない場合には、関西広域連合、国、全国知事会等と調整を行う。</u> その際、避難所を決定又は変更した場合は原子力防災アプリ等により、速やかに避難者に情報伝達を行う。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p><u>4.8.2～3</u> (略)</p> <p><u>4.9</u> (略)</p> <p><u>4.10</u> 応援、受援</p> <p><u>4.10.1</u> (略)</p> <p><u>4.10.2</u> 応援要請等</p> <p>(1) 方針</p>	<p><u>4.5～6</u> (略)</p> <p><u>4.7</u> 避難所</p> <p><u>4.7.1</u> 避難施設の指定</p> <p>(1) 避難所 県及び市町村は、一定の要件を備えた施設を避難施設としてあらかじめ指定し確保する。指定に当たっては、市町村の地域防災計画及び国民保護計画で指定された避難施設を活用する。 県は、避難先として指定した避難者の施設状況や周辺生活情報の地誌資料を整備し、避難先地域の住民に対して、避難者の受入等に関する周知に努めるものとする。 なお、自然災害により避難先施設が使用できなくなった場合には、<u>県は避難先市町村と避難元の市町村と調整の上、避難先を決定する。避難先が確保できない場合には、関西広域連合、国、全国知事会等と調整を行う。</u> その際、避難所を決定又は変更した場合は原子力防災アプリ等により、速やかに避難者に情報伝達を行う。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p><u>4.7.2～3</u> (略)</p> <p><u>4.8</u> (略)</p> <p><u>4.9</u> 応援、受援</p> <p><u>4.9.1</u> (略)</p> <p><u>4.9.2</u> 応援要請等</p> <p>(1) 方針</p>	<p>・ 所要の修正</p>
--	---	----------------

鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）新旧対照表

<p>被害が甚大で独自では対応できないと判断されるときは速やかに、国、自衛隊、海上保安庁他の都道府県及び消防機関等へ応援を要請する。<u>なお、地域レベルで対応困難な支援要請があった場合は、県及び市からの要請を踏まえ、政府をあげて、全国規模の実動組織による支援が実施される。</u></p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p><u>4.10.3～5</u> (略)</p> <p>4.10.6 行政機関の業務継続</p> <p>(1) 県機関</p> <p>県は、県の庁舎等が立退きの指示等を受けた地域に所在する場合、避難先へ退避するとともに、その旨を住民に周知する。この場合、県はあらかじめ定めた業務継続計画に基づき、退避後も継続する必要がある業務については、退避先で実施する。</p> <p>(2) 市町村等関係機関</p> <p>県は、市町村の庁舎等が立退きの指示等を受けた地域に所在する場合、当該市町村内の当該指示等を受けていない地域の適切な施設で必要な業務が継続できるよう支援を行うものとする。なお、境港市役所の機能移転については、県庁舎で当初の受入を行う。</p> <p><u>4.11～14</u> (略)</p> <p>4.15 問い合わせ窓口の開設</p> <p><u>4.15.1</u> (略)</p> <p>4.15.2 実施要領</p> <ul style="list-style-type: none"> 専用ホームページを開設し、予想される相談内容に対する情報の提供と、相談内容に応じた相談窓口の情報提供により、早期の相談の解決と、相談窓口の混雑の解消を図る。また、相談窓口は機動的に拡充していく。 <u>相談窓口開設について、原子力防災アプリ等の多様な手段を用いて住民へ情報提供を行う。</u> あらかじめ相談内容に対するQ&A集を準備するとともに、日々の相談内容を分析し、Q&A集を充実させる。 技術的事項の解説等は、専門家で対応できるよう、転送先の確保とその機能を整備する。 <u>国や中国電力が開設する相談窓口とともに、住民等のニーズを見極</u> 	<p>被害が甚大で独自では対応できないと判断されるときは速やかに、国、自衛隊、海上保安庁他の都道府県及び消防機関等へ応援を要請する。</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p><u>4.9.3～5</u> (略)</p> <p>4.9.6 行政機関の業務継続</p> <p>(1) 県機関</p> <p>県は、県の庁舎等が立退きの<u>勧告又は</u>指示を受けた地域に所在する場合、避難先へ退避するとともに、その旨を住民に周知する。この場合、県はあらかじめ定めた業務継続計画に基づき、退避後も継続する必要がある業務については、退避先で実施する。</p> <p>(2) 市町村等関係機関</p> <p>県は、市町村の庁舎等が立退きの<u>勧告又は</u>指示を受けた地域に所在する場合、当該市町村内の当該<u>勧告又は</u>指示を受けていない地域の適切な施設で必要な業務が継続できるよう支援を行うものとする。なお、境港市役所の機能移転については、県庁舎で当初の受入を行う。</p> <p><u>4.10～13</u> (略)</p> <p>4.14 問い合わせ窓口の開設</p> <p><u>4.14.1</u> (略)</p> <p>4.14.2 実施要領</p> <ul style="list-style-type: none"> 専用ホームページを開設し、予想される相談内容に対する情報の提供と、相談内容に応じた相談窓口の情報提供により、早期の相談の解決と、相談窓口の混雑の解消を図る。また、相談窓口は機動的に拡充していく。 <u>(新設)</u> あらかじめ相談内容に対するQ&A集を準備するとともに、日々の相談内容を分析し、Q&A集を充実させる。 技術的事項の解説等は、専門家で対応できるよう、転送先の確保とその機能を整備する。 <u>(新設)</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・「島根地域の緊急時対応」の記載反映 ・防災基本計画の修正の反映 ・防災基本計画の修正の反映 ・所要の修正
--	--	--

鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）新旧対照表

めた上で、情報の収集・整理・発信を実施する。

- ・臨時電話の増設と専用ダイヤルを開設する。

4.15.3 (略)

4.16~17 (略)

4.18 安全管理

4.18.1 防災業務関係者の安全管理

県及び関係機関は、防災対策に従事する防災業務関係者等の安全管理を行うとともに防護服の着用や個人線量計などにより、適切な被ばく管理を行う。

原子力災害時の活動は、線量限度以下となるように計画し、活動中の被ばく線量を記録する。

※参考 人事院規則 10-5（職員の放射線障害の防止）

区分等		災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する場合		放射線障害を防ずるための緊急を要する作業に従事する場合
実効線量		① 5年間	100mSv	100mSv
		② 1年間	50mSv	
		③ 3か月（女性）	5mSv	
		④ 妊娠中の女性（内部被ばく）	1mSv	—
等価線量	眼の水晶体	1年間	50mSv	300mSv
		5年間	100mSv	
	皮膚	1年間	500mSv	1Sv
	腹部表面	妊娠中の女性	2mSv	—

4.18.2 運送事業者等の運転手等の被ばく管理

県は、運送事業者に対して避難住民の輸送を求める場合、運転手等の安全確保に配慮する。緊急時モニタリングの結果に基づき、輸送業務の実施による追加的な被ばく線量の予測を行い、それが1mSvを下回ることをあらかじめ確認する。また、運送事業者は、運転手等の被ばく線量が年間1mSv（実効線量）を超えないよう管理するものとする。

県は、運転手等の防護措置に必要な資機材（防護服、手袋、靴カバー、防塵マスク、個人線量計、安定ヨウ素剤（服用））を整備するとと

- ・臨時電話の増設と専用ダイヤルを開設する。

4.14.3 (略)

4.15~16 (略)

4.17 安全管理

4.17.1 防災業務関係者の安全管理

県及び関係機関は、防災対策に従事する防災業務関係者等の安全管理を行うとともに防護服の着用や個人線量計などにより、適切な被ばく管理を行う。

原子力災害時の活動は、線量限度以下となるように計画し、活動中の被ばく線量を記録する。

※参考 人事院規則 10-5（職員の放射線障害の防止）

区分等		災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する場合		放射線障害を防ずるための緊急を要する作業に従事する場合
実効線量		① 5年間	100mSv	100mSv
		② 1年間	50mSv	
		③ 3か月（女性）	5mSv	
		④ 妊娠中の女性（内部被ばく）	1mSv	—
等価線量	眼の水晶体	1年間	150mSv	300mSv
		皮膚	1年間	
		腹部表面	妊娠中の女性	2mSv

4.17.2 運送事業者等の運転手等の被ばく管理

県は、運送事業者に対して避難住民の輸送を求める場合、運転手等の安全確保に配慮する。緊急時モニタリングの結果に基づき、輸送業務の実施による追加的な被ばく線量の予測を行い、それが1mSvを下回ることをあらかじめ確認する。また、運送事業者は、運転手等の被ばく線量が年間1mSv（実効線量）を超えないよう管理するものとする。

県は、運転手等の防護措置に必要な資機材（防護服、手袋、靴カバー、防塵マスク、個人線量計、安定ヨウ素剤（服用））を整備するとともに、

・「島根地域の緊急時対応」の記載反映

・人事院規則改正の反映

鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）新旧対照表

<p>もに、避難退域時検査会場近傍に中継ポイント（資機材の配布場所）を設ける等、運送事業者への配布体制を整備し、運送事業者に周知する。</p> <p><u>運転手等は、緊急事態の推移に応じて原子力災害対策本部から出される指示に従って、防護装備を携行・装着、安定ヨウ素剤を服用するとともに、県又は運送事業者の判断に従って行動することを基本とする。</u></p> <p>また、県は、平時よりこれら資機材の使用方法等に関する研修会等を開催する。</p> <p>5 避難実施体制</p> <p>5.1 危機管理体制</p> <p>5.1.1～3（略）</p> <p>5.1.4 島根原子力発電所への立入検査（<u>立入調査</u>）等</p> <p>警戒事態発生の通報等があった場合、必要に応じて状況等の報告を求めるとともに島根県と連携し、島根原子力発電所にすみやかに立入検査（<u>立入調査</u>）のための職員を派遣する。</p> <p>まず、鳥取県西部総合事務所より職員を先遣し、同時に本庁（原子力安全対策課）から要員を派遣する。</p> <p>5.1.5～7（略）</p> <p>5.2（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>第3章 武力攻撃事態等における対応</u></p> <p><u>1 基本方針</u></p> <p><u>県は、武力攻撃事態等において、原子力事業所への武力攻撃があった場合、国民保護法に基づき、住民に対して避難の指示を行い、避難住民の誘導の支援、避難住民等の救援、緊急通報の発令、運送の指示、警戒区域の設定を行うとともに、武力攻撃災害の防除、又は拡大の防止などの国民保護措置を行う。</u></p> <p><u>国民保護措置の実施に当たっては、地域防災計画（原子力災害対策編）の定めと同様の措置を講ずることを基本とする。住民の防護措置等を行うにあたり、国や事業者等からの情報収集に努めるものとする。</u></p> <p><u>2 国民保護法による措置</u></p>	<p>避難退域時検査会場近傍に中継ポイント（資機材の配布場所）を設ける等、運送事業者への配布体制を整備し、運送事業者に周知する。</p> <p>また、県は、平時よりこれら資機材の使用方法等に関する研修会等を開催する。</p> <p>5 避難実施体制</p> <p>5.1 危機管理体制</p> <p>5.1.1～3（略）</p> <p>5.1.4 島根原子力発電所への立入検査（<u>現地確認</u>）等</p> <p>警戒事態発生の通報等があった場合、必要に応じて状況等の報告を求めるとともに島根県と連携し、島根原子力発電所にすみやかに立入検査（<u>現地確認</u>）のための職員を派遣する。</p> <p>まず、鳥取県西部総合事務所より職員を先遣し、同時に本庁（原子力安全対策課）から要員を派遣する。</p> <p>5.1.5～7（略）</p> <p>5.2（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>（新設）</u></p>	<p>・ 所要の修正</p> <p>・ 安全協定改定の反映</p> <p>・ 所要の修正</p>
--	--	--

鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）新旧対照表

<p><u>県は、武力攻撃事態等においては、災害対策基本法では認められていない、知事及び県国民保護対策本部長の権限を適切に行使し、原子力事業所に対する武力攻撃への対処について万全を期す。</u></p>		
---	--	--